2021 年 12 月

ご投資家の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社
野村信託銀行株式会社

二重課税調整措置の事務過誤による一部分配金に係る所得税過大徴収のご連絡とお詫び

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、お客様にご投資いただいております投資信託（上場投資信託（ETF）を含みます。）の分配金の一部に、二重課税調整措置に係るデータ提供の事務過誤があり、所得税が本来より多く徴収されていたことが判明いたしました。

対象となる分配金は、野村アセットマネジメントが委託会社となり野村信託銀行が受託会社となっている投資信託の一部銘柄のうち、2020 年 1 月 1 日から同年 12 月 8 日の間に支払われた分配金の一部となります。

ご投資家の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

・事務過誤の概要について

委託会社である野村アセットマネジメントは、決算日毎に受託会社である野村信託銀行による税関連の数値の計算結果に基づき、販売会社に対して「分配金単価」、「外貨建資産割合」、「外国所得税額」を通知しております。これを受け、販売会社は、外国所得税の「控除額」、日本国内の「所得税額」、「住民税額」、「受取分配金額」等を計算しております。

しかしながら、野村信託銀行が「外国所得税額」の計算を行う際に一部数値の集計を漏らしたため、野村アセットマネジメントは各販売会社に対して、誤ったデータを通知しておりました。これにより、各販売会社は、外国所得税の「控除額」を本来より少なく計算し、結果、一部のご投資家様に支払われた分配金の国内所得税が本来より多く源泉徴収されることとなりました。詳細の計算方法等につきましては裏面をご参照ください。

なお、本件の影響範囲は税額のみであり、投資信託の信託財産、基準価額への影響はございません。

・過大徴収金額の返金について

この度の過誤により過大に徴収した差額分につきましては、野村アセットマネジメントよりお客様のお取引先販売会社を通じて返金させていただきます。当該金額は個人のお客様におかれましては非課税所得として取り扱われるものと考えております。

今後このような事を起こさぬよう、深く反省し、業務改善に努めてまいります。

本件の内容や税の取扱い等、ご不明な点等がございましたら、大変お手数ではございますが、野村アセットマネジメントお問い合わせ窓口までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせ窓口
野村アセットマネジメント株式会社
TEL：0120-165-485　＜受付時間＞営業日の午前 9 時～午後 5 時

■　二重課税調整措置の概要

2020 年 1 月 1 日より外国資産に投資する投資信託等の分配金に対し、外国と日本における二重課税を回避するために、日本での課税の際に外国での課税分を考慮して計算が行われることになりました。

（例）外国資産から受け取る配当等を 100 円、外国での税率を 10%、日本の所得税率を 15.315%、地方税率 を 5%とした場合

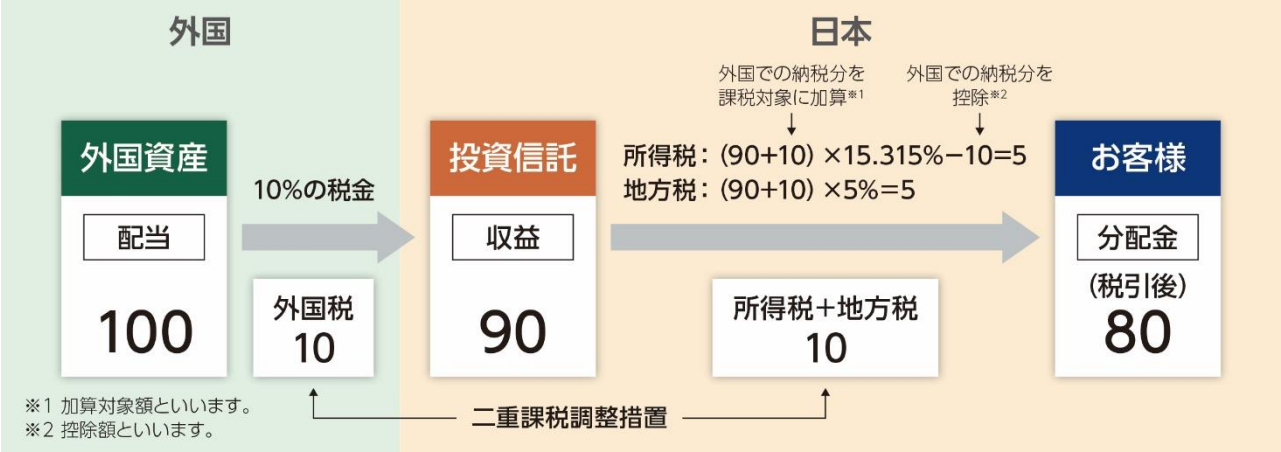

■　事務過誤の詳細

この度の事務過誤は国内において税額を計算する際の「外国での納税額」を実際に支払った額よりも少なく連絡したことにより「外国での納税分の課税対象への加算額（加算対象額）」および「外国での納税分としての控除額（控除額）」に誤りが生じたものでございます。その結果、国内の所得税が本来より多く徴収されておりました（例：上図にて所得税が本来 5 円のところ、下図赤字の通り 9 円徴収）。

一方、国内の地方税につきましては、「外国での納税分の課税対象への加算額（加算対象額）」が本来より少ないことにより、本来の金額より少なく徴収している場合がございます（例：上図にて地方税が本来 5 円のところ、下図赤字の通り 4 円徴収）。

このため、お客様のお取引先販売会社を通じて、所得税の差額から地方税の追加納税分を控除した金額を返金させていただきます（例：所得税差額 4 円から地方税追加納税分 1 円を控除した 3 円を返金）。

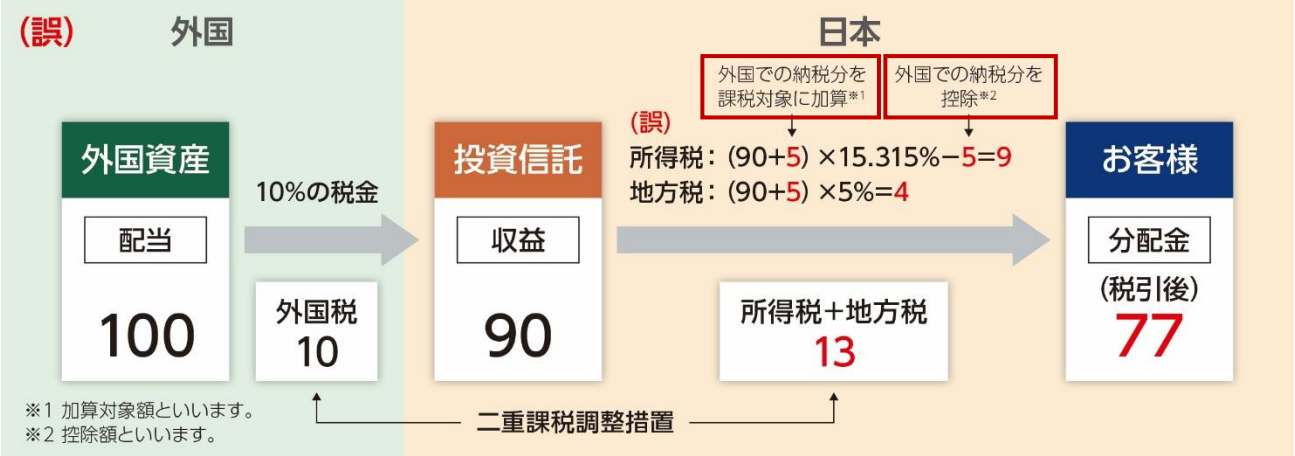

注記

- 所得税・地方税は 1 円未満を切捨ていたします。
- 地方税については、制度上、二重課税調整措置は適用されません。この度の事務過誤により、地方税額の徴収額が本来より少ない場合も、お客様のお取引先販売会社を通じて納税いたしますので、お客様に追加でお手続きいただく必要はございません。
- 上図はイメージであり、実際のお客様の分配金の計算とは異なります。また、お客様の保有商品の投資対象国や投資対象資産、お客様の属性等により、実際の税率につきましても異なる場合がございます。